

遠賀川水系河川整備計画（案）と遠賀川水系河川整備計画との対比表

意見：北九州市の人口は100万人を切っているため、表現の変更が必要。 【福岡市人口：1,418,183人（H19.1.11時点）、北九州市人口：990,512人（H19.1.1時点）】	対応：意見を取り入れて計画に反映。
---	-------------------

頁	遠賀川水系河川整備計画（案）	遠賀川水系河川整備計画
P8	（7）人口 （前文省略） 近年は、石炭産業に変わる新しい産業の振興と筑豊地方が人口100万人を擁する福岡市、北九州市のベットタウンとして位置づけられることから、人口は定着か若しくは微増の傾向にあります。	（7）人口 （前文省略） 近年は、石炭産業に変わる新しい産業の振興と筑豊地方が福岡市と北九州市のベットタウンとして位置づけられることから、人口は定着か若しくは微増の傾向にあります。

遠賀川水系河川整備計画（案）と遠賀川水系河川整備計画との対比表

意見：P22表2.2.1遠賀川における水利権量は現時点での最新の水利権量なのか

対応：最新の水利権量で計画に記載。

頁	遠賀川水系河川整備計画（案）	遠賀川水系河川整備計画																																																																																												
P22	<p>表2.2.1 遠賀川における水利権量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>件数</th> <th>水利権量 (m³/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大臣管理区間内</td> <td rowspan="2">農業用水</td> <td style="text-align: center;">許可</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">慣行</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工業用水</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上水道用水</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発電用水</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雑用水</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">135</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水系内</td> <td rowspan="2">農業用水</td> <td style="text-align: center;">許可</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">慣行</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工業用水</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上水道用水</td> <td style="text-align: center;">43</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発電用水</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雑用水</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">155</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">出典) 遠賀川河川事務所資料 (平成16年度末時点)</p>	種別		件数	水利権量 (m ³ /s)	大臣管理区間内	農業用水	許可	70	慣行	24	工業用水		9	上水道用水		32	発電用水		0	雑用水		0	合計		135	水系内	農業用水	許可	72	慣行	24	工業用水		15	上水道用水		43	発電用水		1	雑用水		0	合計		155	<p>表2.2.1 遠賀川における水利権量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>件数</th> <th>水利権量 (m³/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大臣管理区間内</td> <td rowspan="2">農業用水</td> <td style="text-align: center;">許可</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">慣行</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工業用水</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上水道用水</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発電用水</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雑用水</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">129</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水系内</td> <td rowspan="2">農業用水</td> <td style="text-align: center;">許可</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">慣行</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工業用水</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上水道用水</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発電用水</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雑用水</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">149</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">出典) 遠賀川河川事務所資料 (平成18年度末時点)</p>	種別		件数	水利権量 (m ³ /s)	大臣管理区間内	農業用水	許可	70	慣行	24	工業用水		5	上水道用水		30	発電用水		0	雑用水		0	合計		129	水系内	農業用水	許可	72	慣行	24	工業用水		10	上水道用水		41	発電用水		2	雑用水		0	合計		149
種別		件数	水利権量 (m ³ /s)																																																																																											
大臣管理区間内	農業用水	許可	70																																																																																											
		慣行	24																																																																																											
	工業用水		9																																																																																											
	上水道用水		32																																																																																											
	発電用水		0																																																																																											
	雑用水		0																																																																																											
	合計		135																																																																																											
水系内	農業用水	許可	72																																																																																											
		慣行	24																																																																																											
	工業用水		15																																																																																											
	上水道用水		43																																																																																											
	発電用水		1																																																																																											
	雑用水		0																																																																																											
	合計		155																																																																																											
種別		件数	水利権量 (m ³ /s)																																																																																											
大臣管理区間内	農業用水	許可	70																																																																																											
		慣行	24																																																																																											
	工業用水		5																																																																																											
	上水道用水		30																																																																																											
	発電用水		0																																																																																											
	雑用水		0																																																																																											
	合計		129																																																																																											
水系内	農業用水	許可	72																																																																																											
		慣行	24																																																																																											
	工業用水		10																																																																																											
	上水道用水		41																																																																																											
	発電用水		2																																																																																											
	雑用水		0																																																																																											
	合計		149																																																																																											

遠賀川水系河川整備計画（案）と遠賀川水系河川整備計画との対比表

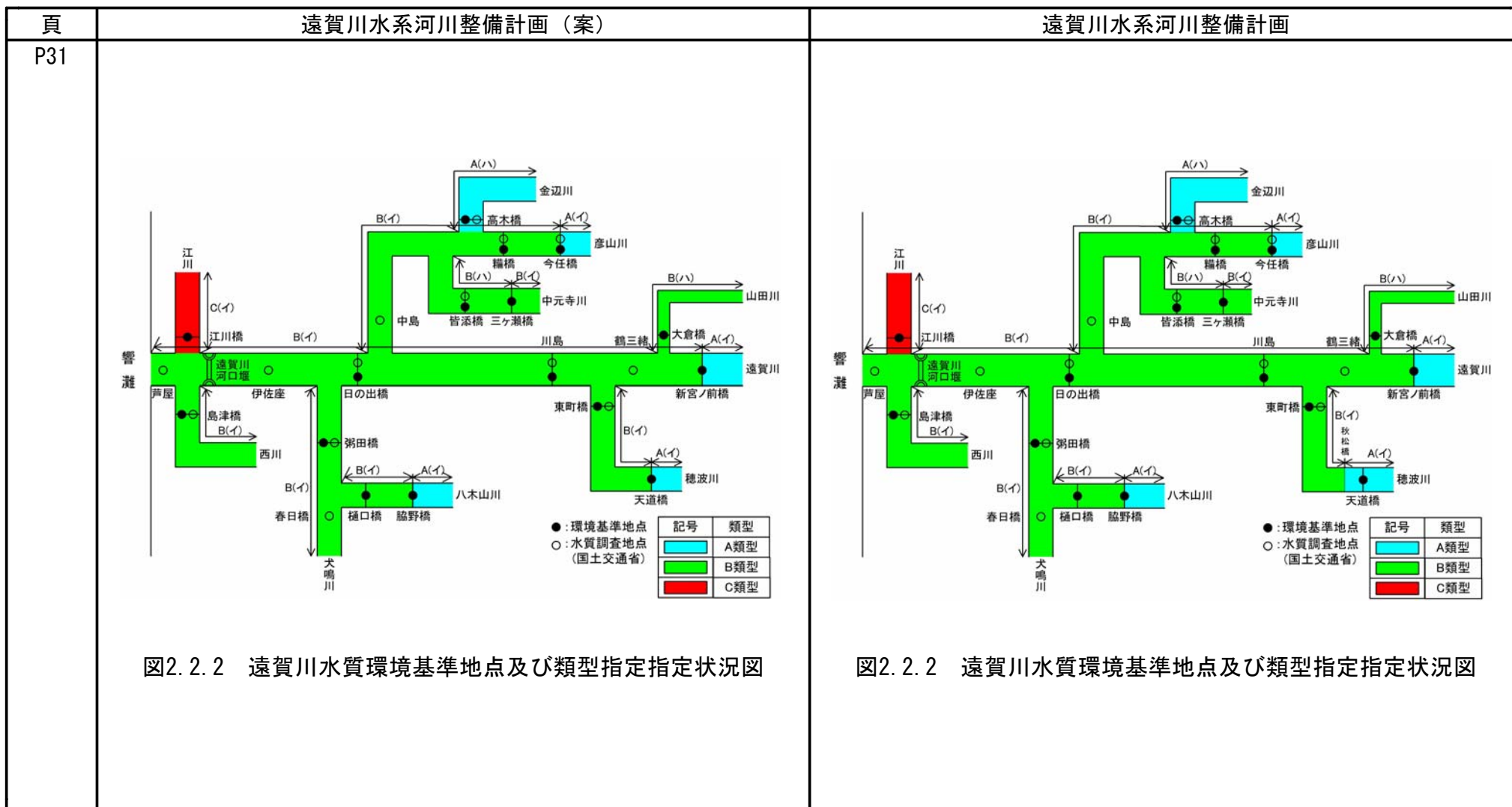
意見：P24～P29の出典等の修正。	対応：意見を取り入れて計画に反映。
--------------------	-------------------

頁	遠賀川水系河川整備計画（案）	遠賀川水系河川整備計画
P24～ P29	<p>2. 2. 2 自然環境</p> <p>○P24～P29 （環境省）、（福岡県）</p> <p>○P26 写真2. 2. 10 オオヨシキリ（福岡県：<u>絶滅危惧Ⅱ類</u>）</p> <p>○P29 表2. 2. 2遠賀川水系で確認された特定種の以下の鳥類について、 修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チュウサギ （福岡県：<u>情報不足</u>） ・ イカルチドリ （福岡県：<u>準絶滅危惧</u>） ・ オオヨシキリ （福岡県：<u>絶滅危惧Ⅱ類</u>） 	<p>2. 2. 2 自然環境</p> <p>○P24～P29 （環境省 RDB）、（福岡県 RDB）。</p> <p>○P26 写真2. 2. 10 オオヨシキリ（福岡県 RDB：<u>準絶滅危惧</u>）</p> <p>○P29 表2. 2. 2遠賀川水系で確認された特定種の以下の鳥類について、 修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チュウサギ （福岡県 RDB：<u>準絶滅危惧</u>） ・ イカルチドリ （福岡県 RDB：<u>絶滅危惧Ⅱ類</u>） ・ オオヨシキリ （福岡県 RDB：<u>準絶滅危惧</u>）

遠賀川水系河川整備計画（案）と遠賀川水系河川整備計画との対比表

意見：P31図2.2.2において、穂波川のA・B類型の境界は天道橋ではなく、表2.2.3にある秋松橋地点である。

対応：意見を取り入れて計画に反映。



遠賀川水系河川整備計画（案）と遠賀川水系河川整備計画との対比表

意見：P52「慣行水利の法定化等、適正な水利使用の調整を行う」と記載されているが、慣行水利は適正な水利使用でないとの誤解を生じることから「慣行水利法定化等」を削除願いたい。

対応：意見を取り入れて計画に反映。

頁	遠賀川水系河川整備計画（案）	遠賀川水系河川整備計画
P52	<p>3. 4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標</p> <p>河川の適正な利用については、<u>取水実態等の変化をふまえ、慣行水利の法定化等、適正な水利使用の調整を行います。</u></p> <p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、動植物の生息・生育及び利水等を考慮し、日の出橋地点において、かんがい期で概ね10m³/sの確保に努めます。</p>	<p>3. 4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標</p> <p>河川の適正な利用に関しては、上水道水の補給等、河川への依存度が高い状況に鑑み、今後とも流水の利用の適正化や合理化が図られるよう努めます。</p> <p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、動植物の生息・生育及び利水等を考慮し、日の出橋地点において、かんがい期で概ね10m³/sの確保に努めます。</p>

遠賀川水系河川整備計画（案）と遠賀川水系河川整備計画との対比表

<p>意見：正常流量の確保に向け、下水処理水や既存ダムの有効活用等について調査検討を行うとしているが具体的にはどのような検討がなされるのか。</p>	<p>対応：今後大きな社会問題となるような渇水が発生した場合には、その時点で状況に応じることを計画に記載。</p>
--	---

頁	遠賀川水系河川整備計画（案）	遠賀川水系河川整備計画
P54	<p>4. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 <u>適正な水利用を維持していくために、河川流量及び取水量等を把握し、河川利用者及び関係行政機関等との連携を図ります。</u> <u>また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に向けた方策の調査検討に努めます。</u></p>	<p>4. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 適正な水利用と流水の正常な機能を維持するため、更なる流水の利用の適正化や合理化を図ることとします。 また、今後、大きな社会問題となるような渇水が発生した場合には、状況に応じて、下水処理水や既存ダムの有効活用等についての調査検討を行うこととします。</p>
P68	<p>4. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備 流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に向け、下水処理水や既存ダムの有効活用等についての調査検討に努めます。</p> <p>（1）異常渇水時等の対応 異常な渇水時においては、渇水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、地域と連携を図り、渇水が発生した場合における影響の軽減に努めます。そのために、水量・水質の監視を行うとともに、関係機関、利水者と情報の共有化及び連携を図り、水利使用の調整が円滑に行えるようにします。</p>	<p>4. 2. 2 の文章を削除。</p>